

NEW

地域を支える組合員の経営継続を支援します。

事前予約締切日

8/31(月)

経営継続補助金のご案内

新型コロナウイルスの影響を克服するため
農業者が経営計画に基づいて取り組む事業継続を支援します。

【相談期間】令和2年8月17日(月)～令和2年8月31日(月)

事業の申請をご希望される方は、JA各購買窓口・各営農販売センターでご相談のうえ事前予約を行い申請手続きをお願いします。

【実施期間】令和2年5月14日(木)～令和2年12月31日(木)

※実施期間中に支出した経費が補助対象です。

経営計画の作成や取組をJA紀州(支援機関)がサポートします！
(※支援機関の支援を受けながら取り組むことが補助の要件です)

対象者

農業を営む個人または法人(農事組合法人、株式会社等)
※常時使用する従業員数が20人以下であること

補助上限

- (1) 100万
- (2) 50万

補助率：3/4 上限：100万円

(1) 経営計画に基づいて実施する経営維持の取組

- ①国内外の販路の回復・開拓、②事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換、③円滑な合意形成の促進 など

※補助対象経費の1/6以上は、「接触機会を減らす生産・販売への転換」や「感染時の業務継続体制の構築」※詳細は裏面

補助率：定額 上限：50万円

(2) (1)と併せて行う、事業継続に関するガイドライン等に基づく取組

- ・作業所、事務所、施設設備等の消毒の実施に必要な経費など

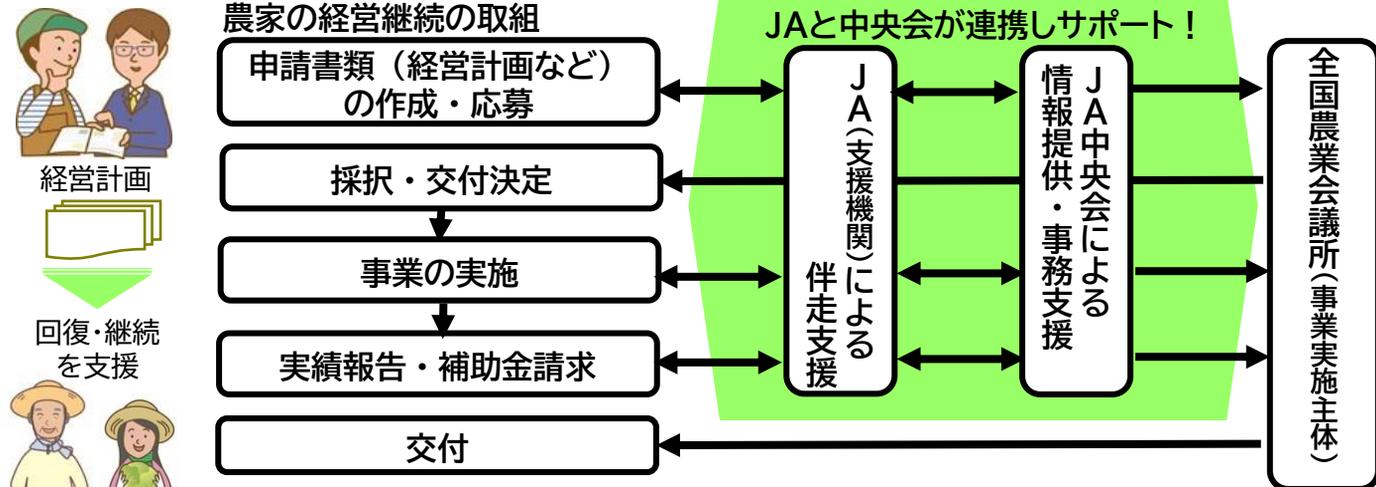
※生産部会や集落営農組織などで共同申請も可能

(150万円×参画する農業者の数、上限1,500万円)

(1)と(2)の合計

150万円

【事業の流れ】



【必要書類】応募をご希望される場合は、以下の書類をご準備し事前予約お願いします。

○本補助金を活用して購入しようとする資材等の見積書

○直近の確定申告書の写し（確定申告を行っていない方については、ご相談ください）

※新規就農者等は開業届けの添付が必要となります。

※その他の申請書類（申請書、経営計画書、支援機関確認書、その他の申請に必要な書類）

の用紙については、JA各支店・出張所購買にてご準備いたしますのでお問い合わせください。

※法人の場合、また共同申請の場合は、別の書類が必要になる場合があります。

※申請書類の作成にあたって、その他の書類のご準備をお願いする場合があります。

申請に必要な書類が揃っていないと申請できません！



Q どのような農家が事業を利用できますか？

A 中小・家族経営や集落営農など幅広い方が、経営継続に向けた取組を行う際に活用できる補助金です。また、「支援機関」となる当JAから、計画作成・申請から採択後の実施まで伴走支援する旨の宣誓書（確認書）の交付を受けることが必要です。

Q 申請に関して、経営計画に成果目標を定める必要がありますか。また、目標が達成できない場合は、補助金の返還を求められますか？

A 成果目標は特に設定していません。なお、採択者に対して、補助事業完了後のフォローアップ調査を含め、取り組む事業とその効果等を把握するためのアンケート調査をすることがあります。

Q 共同申請はどんな場合に活用できるのですか？また、その場合の補助上限はどうなりますか？

A JAの生産部会など産地でまとまった取組を行う場合や、集落営農組合などで共通の計画を持つ取組が想定されます。共同申請の場合、前項(1)の取組は1人あたり100万円以内で上限1,000万円、(2)の取組は1人あたり50万円以内で上限150万円、1申請あたりの補助上限は1,500万円となります。

Q 「接触機会を減らす生産・販売への転換」または「感染時の業務継続体制の構築」のための経費が1/6以上充てることが条件となっていますが、具体的にどんな取組が対象となりますか？

A 生産・出荷現場で作業員間の接触を減らすための省力化機械等の導入や、業務継続のための経営管理の取組が対象です。具体的には、省力化につながる定植・収穫機などの機械導入、生分解性マルチなどの生産資材の購入費等が対象となります。詳細は「公募要領」をご確認ください。

Q 「事業継続に関するガイドラインに即した取組（定額：上限50万円）」の対象を教えてください。

A 感染防止対策のために必要な機械装置等の購入費、消毒やマスクの購入費、清掃費用、飛沫対策のためのアクリル板や防護スクリーンの購入・施工費用、換気設備（換気扇、空気清浄機等）の購入費、その他の衛生管理費用が対象となります。

Q 中古品は対象となりますか？

A 中古品の購入は、一定条件のもと、補助対象経費と認められます。具体的には、①法定耐用年数を経過しておらず、残存耐用年数が2年以上のものであること、②見積書または価格の妥当性を証明する書類を添付する必要があります。



←事業の内容については、農林水産省のHPでも詳しく紹介されていますので、ご確認ください。

【想定される活用例】

ケース①耕種：環境に優しい省力化技術と土づくりによる品質向上

経費例：定植機、畝立施肥機、生分解性マルチ、マルチ張り機、スピードプレイヤーの購入

ケース②稲作：省力化と新たな経営管理システムの導入

経費例：鉄コーティング種子の直播機、など

詳しくはJAにお問い合わせください。

(問合せ先)JA紀州 営農企画課 電話:0738-20-9018 (平日 9:00~16:00)

事業申請を希望される方は、JA各購買窓口・各営農販売センターまでお願いします。

